

長崎県福祉サービス第三者評価事業 評価対象サービス

高齢者		特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 訪問介護 通所介護
障害者		生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 共同生活援助 障害者支援施設（施設入所支援+日中活動事業）
児童	保育事業	保育所 幼保連携型認定こども園
	社会的養護	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） ※令和4年4月1日から 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） ※令和4年4月1日から
	障害児支援	児童発達支援センター（福祉型・医療型） 児童発達支援事業 放課後等デイサービス 障害児入所施設（福祉型・医療型）
	その他	児童館 放課後児童クラブ ※令和4年4月1日から
その他	保護施設	救護施設